

別紙 1

愛媛県西条警察署協議会会議録  
(令和8年度第1回)

日時	令和8年6月8日(月曜日) 午後2時10分～午後4時00分		
出席者	1 警察署協議会 会長以下6人 2 警察署 署長以下9人		
議 事 概 要	1 会長挨拶 地域の安全・安心の実現に向けた諸活動への推進要望 2 署長挨拶 警察署協議会の意義と、地域住民に役立つ警察活動の推進 3 業務推進結果、業務推進計画の説明 令和8年1月から4月までの業務推進結果、令和8年5月から8月までの業務推進計画について、各課長が報告、説明した。 4 諮問及び答申		
	諮問	答申	
	「自転車の安全利用対策の推進」		交通事故抑止と交通弱者である歩行者の安全確保のため、危険性の高い違反行為に対する厳しい取り締まりと適正な指導を行ってほしい。
			交通反則通告制度の導入にあたり、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できるようルールの周知と、迷わない道路環境の整備をお願いします。
			自転車のルールが細かく複雑であり、学校や公民館等での講話のほか、SNSや市報、イベントなどを活用し、交通ルールやマナーについて広報を行い周知してほしい。
5 質疑応答・意見要望等	<b>【質問】</b> 自転車等の盗難が長年減っていないが、何か理由はあるのか。 <b>【回答】</b> 被害が集中している駅前の駐輪場は、非常に乱雑に自転車が止められており、かつ無施錠の自転車が多いため、窃盗犯人が盗みやすい環境にあるのが要因の一つではないかと思われる。		

対策として、人感センサーによる盗難被害防止のための音声広報の実施や、施錠を啓発する横断幕の掲示などを行っている。

**【質問】**

自転車を運転している際、一時停止するべき場所と方法について教えてほしい。

**【回答】**

自動車と同じで、一時停止の標識がある場所では、停止線で一時停止をして安全確認をしなければならない。

また、規制の有無にかかわらず交差点等の交通上危険な場所では、一時停止することが望ましい。

**【質問】**

自転車が歩道通行できるのはどのような時か。

**【回答】**

自転車が歩道を通行してもよいのは、原則として、

- ・ 自転車通行可の標識がある場所
- ・ 運転者が13歳未満の者、または70歳以上の者であるときであるが、道路状況が極めて危険である等、歩道通行がやむを得ない場合であれば、歩道通行可能である。

ただし、あくまで歩行者優先である。

**【質問】**

自転車を運転している際、車両用、歩行者用どちらの信号に従えばいいのか。

**【回答】**

車道通行時は、車両用の信号、歩道通行時は歩行者用信号に従われない。

歩道通行時は、歩行者用信号に従い横断歩道上を通行することになるが、他に歩行者がいる場合は、降車して自転車を押して通行されたい。

なお、自転車の通行方法等について、警察庁のホームページに「自転車ルールブック」が掲載されており、詳細に解説されているので参考にされたい。

**【質問】**

運転免許を所持している者が自転車で違反をして青切符処理をされた場合、反則点数は加算されるのか。

**【回答】**

自転車の違反で青切符処理をされても運転免許の反則点数は加算されない。

ただし、飲酒運転等重大な違反や重大な事故を起こした場合は、公安委員会の判断により、運転免許の停止処分の対象になりえる。

**【質問】**

報道されているような、匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件

や、特殊詐欺被害者の個人情報はどこから漏れているのか。

【回答】

様々なところから漏れている可能性があり、特定はできない。

犯罪組織が個人情報を収集している可能性があり、警察で捜索した際、個人情報の名簿が押収される場合もある。

これらの名簿をもとに被害者に連絡をしたり、強盗に入ったりしているものと思われるが、警察ではこれを逆手に取り、これらの名簿に登載されている方に対し、面接して注意喚起をする活動も行っている。

特殊詐欺被害の予防については、国際電話からの発着信をブロック・警告する等の機能を有する特殊詐欺対策アプリの導入を推奨しており、委員の皆さんからもアプリを広めてもらいたい。

6 その他

会議終了後、委員3人は現場鑑識活動要領を視察した。

7 協議会開催状況等

○開始状況



○会長挨拶



○署長挨拶



○意見交換の様子



○視察の様子

